平成２３年（フ）第１１１号
埼玉県戸田市笹目北町16番地の19エクメーネ102号室
債務者　安保　友一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
埼玉県新座市大和田４丁目14番６号　杉山荘101号室
債務者　小泉亜弥野（旧姓和井田）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
埼玉県川口市芝宮根町17番37号　ペアパレス五十鈴106号
債務者　清宮　邦雄
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
埼玉県越谷市千間台西４丁目７番地９　グリーンハイツＡ棟101号、破産申立時の住所埼玉県越谷市大字上間久里149番地５
債務者　奥寺　徹哉
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０６７号
堺市西区浜寺石津町東４丁８番37号、前住所大阪府阪南市舞５丁目９番８号
債務者　デジタル工房ＨＰＪこと　久保　皓司
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番104―202号
債務者　野原万里子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
堺市堺区松屋町２丁45番地
債務者　川端　妙子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
堺市南区原山台５丁１番15―110号
債務者　寺田　勝子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
堺市南区原山台５丁１番15―110号
債務者　寺田　智恵
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
堺市中区深井中町1154番地23
債務者　稲積　久男
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
長崎県長崎市清水町７番21―103号、旧住所長崎県長崎市立山３丁目１番54号
債務者　岩村　　仁
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷1230番地４　セジュール高尾101、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2030番地22―Ａ棟101号
債務者　三原　和樹
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号
長崎県佐世保市権常寺町299番地１　サンヴィレッジ102号、旧住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸東濱郷312番地
債務者　山下真理子（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
長崎県長崎市界１丁目８番26―201号、旧住所長崎県長崎市界２丁目９番17―1002号
債務者　中尾　俊明
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
長崎県長崎市川口町12番１―306号
債務者　吉田美左子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
長崎県長崎市女の都１丁目1592番地　老友荘、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1221番地12
債務者　廣田　**敬**子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９２２号
札幌市白石区栄通15丁目８番８号　ハイムカトレアＡ―302号
債務者　菅原　英樹
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部